

平成24年5月17日

第7回 国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会

消費者行政を担う職員の養成・確保について

片山登志子

1. 消費者行政を担う行政職員の養成・確保の重要性と中長期的ビジョン

- ① 消費者庁の司令塔機能が十分に発揮され、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターのそれぞれの機能が最も有効に発揮されるような連携を確立して消費者行政を強化する必要があるが、そのためには制度・仕組みの構築とともに、消費者行政を担う行政職員が、消費者行政の目指すべき目標に対して高い識見と強い熱意を持つことが絶対不可欠。
- ② そのためには、消費者行政こそが自らの本籍となり、その充実に長期的に取り組む意識を有する職員などを養成・確保し、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの権限・機能を活かして消費者行政を推進しようという組織文化を育て、職員が消費者行政を担うことに自信と魅力と誇りを感じることができ組織へと変革させる必要がある。
- ③ 消費者目線の習得も、上記のような行政職員のインセンティブが前提になければならないし、逆に、消費者目線の習得によって職員のインセンティブが高まり組織として強化されることになる。
- ④ このような消費者行政を本籍とする職員の識見と熱意と、他省庁からの出向職員の識見と熱意をそれぞれ相互に活かすことによって充実した消費者行政が実現する。

2. 消費者行政を担う行政職員の専門性・消費者目線の確保

- ① 消費者行政に骨を埋める職員（プロパー職員）を確保する。
 - ▶ 消費者庁を本籍とする職員を将来に向けて増強すること
 - ・ 新卒採用、民間からの中途採用、国民生活センター職員の公務員化等の方法で消費者行政のプロパー職員を確保、増強。
 - ・ 内閣府その他の消費者行政を経験した職員から、消費者庁に転籍する職員を募集する。
 - ・ 消費者庁の上級ポストに消費者行政のプロパー職員が就任する道筋を明確にすること。
 - ② 消費者目線を習得し消費者についての専門性を有する職員を育成する。
 - ▶ 消費者庁職員を地方公共団体の消費者行政担当部門に出向させる。
 - ▶ 若手を含む全ての常勤職員について、少なくとも数ヶ月（できれば半年以上）、消費生活相談実務や消費者団体事務を経験させる。
 - ▶ 消費者団体や外部有識者と連携して消費者行政・消費者問題に関する勉強会・講演会等を開催する。
- 研修だけではなく、人事交流や職域交流を実施して、実際の業務を担当するなかで現場の消費者目線を肌で実感し習得するシステムが必要。

3. 外部ネットワークの拡充と活用

- ① 消費者問題に取り組む相談員や弁護士、研究者、消費者団体等の中からそれぞれの得意分野を踏まえて各種のネットワーク（安全分野、財産被害分野、表示分野等）を構築し、企画・立案だけでなく執行においても外部の知見を活用できるようにする。
- ② 外部知見を活用することで積極的に消費者行政の司令塔機能を発揮する。

4. 国民生活センター職員の活用

- ① 若手を中心に、従前の国民生活センターの業務にとどまらず消費者行政全般で活躍し将来消費者行政の中枢を担う者を育成する。
- ② 相談や商品テストなど、現場を経験した知見を企画立案などに活用する枠組みを構築する。